

### 第3回伊佐市新庁舎建設検討委員会議事要旨

- 開催日時 平成30年6月18日 10時00分～12時00分
- 開催場所 伊佐市役所大口庁舎 大会議室
- 出席委員 小山委員、丸田委員、中村委員、村田委員、池畑委員、轟木委員、田代委員、岡本委員、長野委員、左近充委員、沖田委員
- 欠席委員 曾山委員
- 事務局 財政課 富満課長、財産管理活用係 笠場係長、向園、遠矢

#### ===会次第===

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
- (1) 伊佐市新庁舎建設基本構想（素案）について
- 4 その他
- 5 閉会

#### ===議事===

- (1) 伊佐市新庁舎建設基本構想（素案）について

##### 【委員長】

答申としての基本構想を策定するにあたり、①新庁舎を建設することでいいか、②分散している機能を集約して本庁方式としていいか、この2点を確認してから、議論を進めていきたい。1点目の新庁舎を建設することについては、この方向でよろしいか。

（「はい」という、複数の声あり。）

##### 【委員】

議会からは、そのような大きい庁舎が必要なのか、という声も聞かれる。議会の状況をお聞かせいただきたい。

##### 【委員】

建設については賛成の方が多い。一般質問では、そのような広い庁舎が必要なのかといった質問があった。議会としては、合併推進債があるうちに建設を進めようという意見が多い。

##### 【委員長】

検討委員会では、建設するという方向で策定していくこととする。2点目の本庁方式について、ご意見等があればお聞かせいただきたい。

##### 【委員】

まだ、菱刈庁舎の考え方が議論されていない。自分も本庁方式の方がいいとは思いますが、建設場所をどこにするのかということも、本庁方式ということには絡んでくると思う。

##### 【委員長】

本庁方式にすることには異論はない、ただし、既存の庁舎でのサービスがどうなるの

かということに関しては、基本構想のなかで書くということによいか。ここでの議論によっては、方向性を示すことは必要とは思っているが、ひとまず、本庁方式とすることによろしいか。

**【委員】**

霧島市などでは、戸籍や印鑑証明などのサービスは、旧庁舎で行われているようだ。できればそのようなサービスは望みたい。

**【委員長】**

既存の施設で継続してサービスを行うといったことなどは今後議論することとして、本庁方式として策定を進めていくということによろしいか。

(「はい」という、複数の声あり。)

**【委員長】**

今後の議論の進め方に関しては、素案の1ページから順に確認していくこととする。

## I 新庁舎建設の基本的な考え方

### 1 はじめに

**【事務局】**

資料1は、これまでの2回の会議での素案に対する意見や質問を項目ごとにまとめたもの。「1はじめに」に関して、まず、3つの要因による新庁舎建設の是非、新庁舎を建設することは妥当かどうか前提としてあって、建設する場合には合併推進債の活用が選択肢としてあることから、財源の議論は次の段階であると考えており、「3現庁舎の課題の(3)建設財源の確保」で述べているところ。

**【委員】**

「少なくとも10年以内に建替え若しくは大規模改修」という記載がある。10年以内であればいいという理解になるのではないか。合併推進債についての記載があったほうが、活用できる期間が限られていることが伝わるのではないか。

➡ 「10年以内」を「早急に」に改めることとする。

## 新庁舎建設について

- ① 施設の老朽化
- ② 防災拠点としての安全性
- ③ 行政サービスの機能性と効率性

### 2 現庁舎の状況

**【事務局】**

現在の課等の配置状況を表す、分散していることをイメージした図であり、そのあとに課題を述べていくベースになるもの。分散の課題等を解決するために本庁方式として集約するということは、別途「3現庁舎の課題」で述べているところなので、ここでは本庁方式としての括りの図は出てこないという認識。

### 3 現庁舎の課題

- (1) 老朽化と維持管理
- (2) 安全性と災害対応
- (3) 来庁者の利便性
- (4) 執務空間の効率性
- (5) 建設財源の確保
- (6) 機能集約の必要性（庁舎の統廃合）

#### 【事務局】

いまの施設が耐用年数を過ぎていること、あるいは近いうちに迎えるということで、新庁舎建設の話を始めさせていただいたところ。財源については、庁舎建設のための基金を積み立てていること、合併推進債の借入期限が5年延びたこと、今後の数十年間、庁舎を使うにあたっては、後年度の市民の方にも広く負担していただく公平性の観点について、ご理解いただいていると認識しているところ。

➡ 記載のとおりとする。

### 4 基本方針

- (1) 誰もが立ち寄りやすい市民に開かれた庁舎
- (2) 利用者へのサービス向上と効率的な行政経営を実現する庁舎
- (3) 防災・災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎
- (4) 環境負荷の少ない経済性の高い庁舎
- (5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎

## II 新庁舎の規模・配置

### 1 新庁舎の規模

#### (1) 規模算定の前提条件

- ① 基準年次
- ② 規模算定の基本指標

#### 【事務局】

職員数の減少を見込んでの330名の想定であり、新庁舎にはこの数を基本とする。このほかの指標等も含めて、今後職員がさらに減少するなどし、執務スペースに余裕ができた場合においても、コストをあまりかけることなく、そのスペースを容易にほかの用途にあるいは複合的に利用できる施設とすることなども併せて説明していきたい。

➡ 記載のとおりとする。

#### (2) 新庁舎の必要面積の算定

##### ① 新庁舎の延床面積

#### 【事務局】

総務省の基準による算定について、制度は廃止になっているが、庁舎を建設する際の判断基準のひとつであり、他の自治体も活用していること、算定例が3例程度はあった方がよいと考えることから記載したところ。延床面積については、総務省の基準による算定、国土交通省の基準による算定、近隣自治体の事例を参考にした算定を基に「概ね8,000㎡」としたところ。今後、基本設計等により精査していくことになるが、現在使用している庁舎等の延床面積の合計も8,000㎡程度。

## 【委員】

他の委員からの意見にもあったように、この項目内において、本庁方式として給食センターと本城幼稚園を除く課等を集約することがわかるイメージ図を挿し込めればいい。また、面積算定基準の4つ目として、現在使用している庁舎等の合計延床面積を追加すれば市民もイメージしやすい。

➡ 面積算定基準を追加し、イメージ図を挿し込むこととする。

## ② 駐車場等の面積

### ア 来庁者用

#### 【事務局】

他自治体では屋根や庇付きの駐車場を設置している事例もあるので、それらも含めて十分検討のうえ確保すべきものであると考えている。

➡ 記載のとおりとする。

### イ 公用車用

### ウ 職員用

### エ 駐輪場

#### 【事務局】

職員用は概ね 250台を目安とするが、建設地の状況や用地確保の状況等による増減は考えられる。優先すべきは来庁者用駐車場であり、職員用は庁舎の隣接地ではない場合もあり得るが、250台の目安でいいものと考えている。

➡ 記載のとおりとする。

## 2 計画地の検討

- (1) 防災拠点としての機能が発揮できること
- (2) 交通利便性がよいこと
- (3) 他の施設や組織等との有機的な活用が期待できること
- (4) 地域への波及効果が期待できること
- (5) コスト面で将来負担が低いこと

#### 【事務局】

建設計画地については、候補地によって留意点ごとの優劣にばらつきがあるはずなので、候補地選定の5つの留意点を総合的に判断したうえでの選定になるものとする。なお、候補地については市の方で検討委員会に提案したいと考えている。

➡ 記載のとおりとする。

## Ⅲ 新庁舎の機能

### 1 新庁舎に導入する機能

- (1) 行政機能
  - ① 市民サービス機能
  - ② 防災・災害対策拠点機能（災害対策本部）

### ③ 環境配慮・省エネルギー機能

#### 【事務局】

太陽光発電等を実施している自治体も多々ある。省エネルギー対策として、太陽光発電に限らず、庁舎の建設地や状況によってあらゆる可能性を検討していく。

#### 【委員】

項目自体に異論はないが、行政の本務ではないので、この項目が行政機能のなかに含まれるのは気になる。公共施設としての基本的な機能のような別項目をたてるなど構成を変えることを検討してもいいのではないか。

#### 【委員】

「⑥付帯設備機能」と一緒に、3つ目の項目をたてればすっきりするのではないか。

#### 【委員】

基本方針に基づくことなので、このままでも構わない。

#### 【委員長】

新庁舎に導入する機能とその考え方として構成は変更することとするが、内容は事務局と相談して、次回提案することとする。

### ④ 執務機能

### ⑤ 情報管理機能

### ⑥ 付帯設備機能

#### 【委員】

健康増進法の改正により、公共スペースへの喫煙スペース設置は難しくなるのではないか。検討はすべきだが、わざわざ記載する必要はないのではないか。

➡ 「喫煙スペース」は削除する。

#### 【委員長】

「③環境配慮・省エネルギー機能」と同様に、構成は変更することとするが、内容は事務局と相談して、次回提案することとする。

## (2) 議会機能

### ① 議会・執務機能

### ② 多目的機能

#### 【事務局】

議会機能については、今後、議会とも相談のうえ策定していく。

## 2 新庁舎の構造の検討

### (1) 構造種別

### (2) 耐震安全性

#### 【委員】

災害時に機能を発揮できなくなるようなことではいけないので、十分に検討していただきたい。

➡ 記載のとおりとする。

#### IV 実現化方策の検討

##### 1 概算事業費及び財源等

(1) 概算事業費

(2) 財源等

###### 【委員】

文章だけでは合併推進債の仕組みがわかりにくい。

➡ 割合等を示す概略図を挿し込むこととする。

##### 2 事業手法の選定

(1) 設計者の選定

##### 3 事業スケジュール

###### 【事務局】

平成35年度までに完成させるためには、お示ししているスケジュールを考えているが、状況によってはその過程のスケジュールに若干の変更があるかもしれない。いずれにしても十分検討を行いながら事業を進めていくことが重要だと考えている。

➡ 記載のとおりとする。

###### 【委員長】

基本構想の内容について、すべて確認いただいた。本日の審議内容を踏まえて素案の修正を行い、次回委員会で決定することとさせていただく。その後は、事務局から候補地案が示されると思うので、改めて議論いただきたい。

###### 【事務局】

建設予定地が決まれば、既存施設の活用等について検討を始めていくこととなる。また、視察研修についても意見等をいただきたい。

===閉会===